

〈2〉 CCW の発展の歴史： その成立から LAWS の議論まで

広島市立大学・広島平和研究所 准教授 福井 康人

1. はじめに

本稿では近年の通常兵器軍縮の黎明期とも言える時期に枠組み条約として作成された「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約」（略称：特定通常兵器使用禁止制限条約、Convention on Certain Conventional Weapons. 以下 CCW という。）¹ を題材としてその発展の歴史について述べた上で、特に過去 5 年前から CCW の枠組みで議論されている自律型致死性兵器システム（以下 LAWS という。）について、特に昨年（2018 年）政府専門家会合（以下、GGE という）を始めとする関連会合において取り上げられたことに焦点を絞って解説を行う。

過去の LAWS を巡る議論については、既に発刊済みの CISTEC ジャーナル 178 号² 等の関連記事を参照願いたい。実際問題として現実には存在しない兵器を扱う議論であるため、具体的に明快な議論が必ずしも容易ではない。このため、実質的な議論の進捗状況には遅々たるものがあり、出席者は各国代表団もパネリスト、更には市民団体関係者も様々な意見表明を行うものの、LAWS の定義と言った極めて基本的な問題であっても合意が得られていない。議論の開始から 6 年目に当たる 2019 年においても、LAWS の「作業上の定義」を目指して意見交換が行われても、2019 年 3 月の GGE でも残念ながら十分な議論がなされないまま終了した。このため、5 月から開始が予定されている会期間非公式協議でどのように各国から新たなアイデアが出され、8 月の GGE には合意文書がコンセンサスで採択されることを期待したい。

このような遅々たる議論の進捗状況もあり、規制推進派の国のみならず、国際 NGO の中にはこうした状態を不満に思う者も少なくなく、今後健全な議論を進めるためには交渉当事者の努力も正に必要とされている。このような次第もあり、規制推進論者の中には、失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書（議定書 IV；1998 年発効）を例に取って、兵器が現存しなくとも、先行して禁止は可能であると主張する者もいる。しかしながら、同兵器の場合はレーザー技術が既に存在し、その兵器化も実現可能性のある状態にあつたことから、LAWS の事例と根本的に置かれた状況が異なることである。即ち、議定書 IV 交渉の際は既に開発のための実験が行われたりしており、定義問題から始まって文言交渉までの規制しようとする兵器を取り巻く条件が全く

¹ CCW (and Protocols) (as amended on 21 December 2001) 1342 UNTS 137 (entered into force on 2 December 1983)

² 福井康人「自律型致死性兵器システム（LAWS）を巡る最近の動向」CISTEC ジャーナル第 174 号、2018 年 3 月 18 日、129 頁-135 頁。福井康人「LAWS 等に見られる新たな兵器の国際的な規則を巡る議論の動向」CISTEC ジャーナル第 178 号、2018 年 12 月 6 日、166 頁-176 頁。

異なることは留意すべきであり、両者の交渉を単純比較すべきではないものと思われる。

このCCWの最も特徴的な点は、いわゆる枠組み条約の形態を取っていることである。即ち、その後一部は改正されているものの、最初には条約の在り方等根本的な規則を規定する本体条約及び、CCWの場合は新たに規制する兵器毎に附属議定書が作成されていくことにより、条約体系が徐々に形成されてきた。このため当初は本体条約及び3つの議定書からなっていたものが、現在は本体条約及び5つの議定書からなる条約体系となっており、次節ではその発展状況につき述べる。なお、本件についての先行研究としては、成立過程の頃の分析とその意義について述べた浅田正彦による特定通常兵器使用禁止制限条約と文民の保護-1-及び-2³、イブ・サンドス (Yves Sandoz) による Convention of 10 October 1980 on prohibitions or restrictions on the use of certain conventional weapons which may be deemed to be excessively injurious or to have indiscriminate effects (convention on certain conventional weapons)⁴ が代表的先行研究として挙げる事が出来る。特に浅田による先行研究では、CCWについて、「多くの国の兵器庫に存在し且つ現実に広範に使用され、しかもその主要な使用法に従えば文民に極めて大きな危険をもたらさう若干の兵器の使用規制に成功した。」と評されており⁵、今日でも遅々として進まない通常兵器軍縮の一面が伺われるものの、その実施を見ると特定の通常兵器の規制には成功していることからその指摘はあながち外れていない。CCWの成立30年後に行われているLAWSの議論は過去のCCWの議論とは若干様相が異なり容易でなく、その進展を目指してGGEにおいて各国はその英知を傾注しているものの、それでも規制に反対する国も存在するのが現実である。

2. CCWの発展の歴史

次にCCWの発展が如何に苦渋に満ちた道を歩んできたことについて、その経緯等について触れる。非人道的な効果を有する特定の通常兵器の使用の禁止又は制限については、いわゆるハーグ法体系と呼ばれる武力紛争法について、1899年から1907年にかけて開催された外交会議で採択された。その後1977年にジュネーブ諸条約第一追加議定書⁶ (1978年発効、我が国は2004年加入) が交渉・採択される過程においても議論されたものの、具体的に特定の兵器の使用を禁止するCCWの構想については合意することが出来なかった。このため、再び国連総会決議 (A/RES/31/64⁷) に基づき、1979年及び1980年の2回にわたり開催された国連外交交渉会議の結果、1980年に特定通常兵器使用禁止制限条約 (Convention on Certain Conventional Weapons: CCW) がジュネーブにて採択された。

この条約は具体的な兵器の禁止については、それぞれの附属議定書に委ねており、一般的な規則等が本体条約に記載されている。特にその前文には国際人道法の文脈で同条約が作成されていることが色濃く出ていることが伺われる。例えば、前文パラ2には、「敵対行為の及ぼす影響から文民たる住民を保護するという一般原則を想起し、」とあるのはその一例であり、更に「文民たる住民及び戦闘員は、この条約及びこの条約の附属議定書又は他の国際取極がその対象としていない場合においても、確立された慣習、人道の諸原則及び公共の良心に由来する国際法の原則に基づく保護並びにこのような国際法の原則の支配の下に常に置かれるべきであるとの決意を確認し、」と、後続のパラ5には、いわゆるマルテンス条項を明示している。このため、CCWは軍縮国際法に属するものの、国際人道法の要素も含む条約であると言える。

それ以外にも前文パラ3、同4には「武力紛争の当事者が戦闘の方法及び手段を選ぶ権利は無制限ではない

³ 浅田正彦「特定通常兵器使用禁止制限条約と文民の保護-1-」『法学論叢』114(2), 57-78頁, 1983-11。

⁴ Yves Sandoz, Convention of 10 October 1980 on prohibitions or restrictions on the use of certain conventional weapons which may be deemed to be excessively injurious or to have indiscriminate effects (convention on certain conventional weapons) United Nations Audiovisual Library of International Law, 2010.

⁵ supra note 2. 浅田正彦「特定通常兵器使用禁止制限条約と文民の保護-2-」『法学論叢』66頁。

⁶ Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I), 1125 UNTS 3 (Entry into force, 7 December 1978)

⁷ UN Doc. A/RES/31/64, 10 December 1976, pp.1-2.

という国際法の原則並びに武力紛争においてその性質上過度の傷害又は無用の苦痛を与える兵器、投射物及び物質並びに戦闘の方法を用いることは禁止されているという原則に立脚し、自然環境に対して広範な、長期的なかつ深刻な損害を与えることを目的とする又は与えることが予想される戦闘の方法及び手段を用いることは禁止されていることを想起し、」とジュネーブ諸条約第一追加議定書にも取り上げられている文言が採用され、この条約体系は非常に国際人道法の色彩が強いことが看取される。

いずれにせよ、最初の条約は1980年10月10日に採択されたが、冷戦時ゆえの熾烈な交渉が行われた結果、この条約はコンセンサス方式で意思決定が行われることが規定されている。即ち改正及び追加について規定する条約第8条1項(b)は「(b) (a)に規定する会議(注:改正会議)は、出席するすべての国の完全な参加を得て追加の議定書を合意することができる。追加の議定書は、この条約の採択と同様の方式により採択され、この条約の附属議定書となり、第5条3及び4の規定の例により効力を生ずる。」と規定されている。このことから、この条約がコンセンサスで採択された事実と併せて、コンセンサス方式により意思決定が行われることと理解されている。また、この意思決定にかかる規定は、GGE等CCW関連会議でも準用(apply *mutatis mutandis*)されるが、こうした規則は運用検討会議の手続規則にも反映されている。例えば、2011年に開催された運用検討会議で採択された手続規定(CCW/CONF.IV/2⁸)の規則34は「会議は条約第8条に従って議事を行い、意思決定を行う。」と規定しており、条約第8条が間接的に引用されているものの、議事等はコンセンサス方式で行うことが明らかである。

他方で、第8条は条約の改正や議定書の追加についても規定しており、柔軟な条約形態の変更が可能になっている。このため、2001年12月21日には改正案が採択され、当初のCCWは国家主権を重視するあまりに、国際紛争への適用が制限される文言になっていたものが、最終的に条約及び議定書が全ての武力紛争に適用されるように改められた⁹。更に重要な改正は、地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書(議定書II)についての改正である。この改正に伴い今日の議定書IIの第2条の定義により明確にされた他、検出不可能な地雷を全面的に禁止し、紛争後の地雷除去義務についても新たに規定した等の改良がなされている。しかしながら、対人地雷が禁止されていないという欠陥があったため、CCWとは別に対人地雷禁止条約の交渉への動きに繋がる。

ちなみに、本体条約及び附属議定書を含めて、現在のCCWの体系は以下のとおりである¹⁰。

資料1. CCW 本体条約及び附属議定書

ア) 検出不可能な破片を利用する兵器に関する議定書(議定書I; 1983年発効)

検出不可能な破片によって傷害を与えることを第一義的な効果とする兵器の使用を禁止している(使用の全面禁止)。

イ) 地雷、ブービートラップ等の使用の禁止又は制限に関する議定書(議定書II; 1983年発効、1996年に改正(改正議定書II)、1998年発効)

1983年の議定書は、対人地雷が主に使用される内乱には適用されず、また、探知不可能な地雷等を禁止していない等の問題点を内包していたが、1996年に改正された議定書は内乱にも適用され、一定の地雷(探知不可能なもの又は自己破壊機能を有さないもの)の使用制限や移譲の規制が盛り込まれるなど規制が強化された。

その後、本件改正議定書に基づく部分的な禁止では対人地雷問題の抜本的な解決には至らないとするNGO等によって、CCWの枠外でオタワ・プロセスが開始され、対人地雷全面禁止条約が作成された(1997

⁸ CCW Doc. CCW/CONF.IV/2, 19 September 2011, pp.1-11.

⁹ Supra note 3, Yves Sandoz, Convention of 10 October 1980 on prohibitions or restrictions on the use of certain conventional weapons which may be deemed to be excessively injurious or to have indiscriminate effects (Convention on certain conventional weapons), p.4.

¹⁰ 通常兵器の軍縮及び過剰な蓄積禁止に関する我が国の取組「特定通常兵器使用禁止制限条約の概要」、外務省ホームページ参照。at <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/ccw/ccw.html> (as of 15 April 2019)

年署名、1999年発効)。

ウ) 焼夷兵器の使用の禁止又は制限に関する議定書(議定書 III; 1983年発効)

文民及び民用物をナパーム弾等の焼夷兵器による攻撃目標とすること、人口周密地域にある軍事目標を攻撃目標とすること等を禁止している(部分的な使用規制)。

エ) 失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書(議定書 IV; 1998年発効)

永久に失明をもたらすように特に設計されたレーザー兵器の使用及び移譲の禁止等を規定している(使用の全面禁止)。

オ) 爆発性戦争残存物(ERW)に関する議定書(議定書 V; 2006年発効、我が国は未締結)

主に不発弾等の危険を最小化するために、紛争後の対応措置や、不発弾の発生を最小化するための技術的予防措置を規定している。

これらのうち、未解説の附属議定書につき述べると、第 IV 議定書は兵器が存在する前に交渉が行われたものの、前述のとおり、規制推進論者が述べることは必ずしも正確ではない。更に、我が国に取り厄介な問題が生じかねないのは第 V 議定書である。この議定書では武器等の破片や不発弾を使用者責任主義で処理することが原則となっている。問題はこれが武器を使用した者が、その責任で領域国とは関係なく処理する規定になっており、相当因果関係の法理に照らして表面的には合理的にも思われる。

しかしながら、問題はこのように表面的には衡平に見えるものの、実際に関係する国に適用する場合には、例えば、現在中国でその処理が問題となっている遺棄化学兵器問題に類似するようなことが生じかねないことが懸念される。則ち、砲弾の破片が旧日本軍が所有又は使用したものかによるものか判別し難い中で、条約上は同じ条件で表面上は扱われる非差別的な第 V 議定書の下で、日本が無関係なものまで日本が処理すべきであると主張されかねず、事実条約の条件に真に該当するか否かの判断が極めて困難な中で、一方的に日本の使用者責任のみが問われて、「外交カード」として利用される可能性が排除されない。こうしたことも日本が積極的に締約国になれないとする一因かもしれない。

もう一つ、推進しようとした関係国が苦勞した結果、徒勞に終わったのが、幻の第 VI 議定書である¹¹。これはクラスター弾条約交渉ともリンクしており、コンセンサスが得られず廃案となった上記文書を見ると、米国等が中心となってクラスター弾の規制を米国が望まないクラスター弾条約に代わり、CCW の枠組みで作成された議定書によって行おうとするものであった。当然のことながら、既に多くの国がクラスター弾条約を批准して実施の段階に入っており、このクラスター弾規制を CCW 議定書で行おうとする議論は、既に事態が進行しているにもかかわらず、強引に進めようとして遅きに失した感があり、当時の第 VI 議定書政府専門家会合では支持を得ることなく最終的に廃案になっている。

このようにしてみると、CCW の枠組み交渉全体では、交渉が成就したものと失敗に終わったものの両事例があることがわかる。現在のところ、LAWS 以外で議論が上がっているものひとつに MOTAPM (Mines Other Than Anti-Personnel Mines) があげられるが、対人地雷以外の地雷であり、対車両地雷のみならず対戦車地雷も含み、人間が踏みつけただけでは爆発しないが、重量のある車両等が踏むと爆発する仕組みになっている。この問題は第 II 議定書の交渉時から懸念されていたが、1995 年ごろはむしろ対人地雷の規制に焦点が当たっていたため、それほど問題にされなかった。しかしながら 2000 年に米国とデンマークが共同提案国となり、運用検討会議の準備委員会に提出したことから議論が活性化した。その後、同兵器により繊細な信管を装備すること等が提案されたものの、2001 年から 2006 年まで開催された政府専門家会合で議論された。2006 年に開催された第 3 回運用検討会議でも結局纏まらなかったため、議論そのものが低調になっているものの、今日でも細々と協議が行われている。

このように最近では最も注目を浴びたのが失敗に終わったクラスター弾議定書案であるが、今日の戦場では

¹¹ CCW Doc. CCW/GGE/2011-III/1, 1 June 2011, pp.1-13.

不発弾等を現地のテロリストが集めて、携帯電話を利用した遠隔操作の信管等と組み合わせて簡易爆発装置 (improvised explosive device) を手作業で作成し、米国の戦車等を攻撃するケースが増えていることから、こうしたゲリラ攻撃に対する防御の必要性から議論に上ることはあっても、現時点では正式に交渉は行われていない。もっとも、日本も PKO 部隊を出していることもあり、施設科部隊等後方支援系の要員が危険に晒されることもあり得るので、対策を検討している模様であり、例えば、無線起爆装置を無害化する妨害電波を「発信」する機器の開発等を独自に進めている。他方で、市民団体側から特に問題提起されているのが、市街地等人口密集地への空爆禁止問題である。もっとも、これは空爆に関係する既存の国際人道法が守られない状況が発生していることが問題なのであって、CCW 締約国会議などで市民団体等から問題提起が行われることがあっても、CCW の枠組みでの正式な規制交渉には至っていない。

3. 最近の LAWS を巡る特筆すべき議論

では、日本における本論の最近の LAWS を巡る動きとしては、総理大臣の国会答弁において LAWS が取り上げられたことが特筆される。2019 年 2 月 1 日の衆議院本会議において山口那津男公明党代表からの代表質問に答えて、「(自律型致死性兵器システム「LAWS」について) わが国としては、人間の関与が及ばない完全自律型の致死性兵器の開発を行う意図は有していないとの立場を表明している。国際的なルール作りに積極的かつ建設的に参加していく考えだ。」との政府答弁を行っている¹²。これまでは CCW の会合において防衛省部員が類似の意見表明を行なった他、衆議院予算委員会等でも類似の政府答弁があったものの、総理答弁の形によりハイレベルで正式に明言されたのは初めてである。特に、核実験事件 ICJ 判決で確認された政府高官の一方的宣言は法的拘束力を有することになるとされるので¹³、注目すべきであるものと思われる。こうした総理発言が行われた中で、最近の LAWS についての議論の動向を見てみる。

(1) AI 化を巡る倫理の必要性

2018 年における LAWS を巡る規制に係る議論の要素としては、報告書第 IV 章の共通性・結論・勧告にまとめられている A 節「指針 (possible guiding principle)」の 10 点が重要であるが¹⁴、近年の AI の目を見張る進歩もあり、これまでも倫理の重要性は非公式協議の段階から、人を殺傷するという極めて重要なことが、機械の判断に委ねられてよいのかという素朴な倫理的疑問から来ており、これまでも LAWS の検討プロセスで取り上げられてきた。特に、キラーロボット・キャンペーンを構成する人権団体なども、この点を強調してきたが、こうした動きのみならず、同様のことは AI や自動化が進むロボットについても当てはまる。このため、日本のみならず EU においても、倫理を明文化しようとする動きがあり、主要国の有識者が参加して EU の場合はハイレベル専門家会合により検討した上で、パブコメにかけて世間の意見も組み込み纏める手法が取られている。

他方で、日本の場合は内閣の科学政策担当大臣が 2018 年 12 月 20 日に AI 戦略パッケージを公表したが、同文書は AI 人材の育成等幅広い関連事項も含んでいる。そのうち LAWS 等にも関連し得るのが、「人間中心の AI 社会原則」であり、例えば、人間中心の原則、教育・リテラシーの原則、プライバシー確保の原則、セキュリティ確保の原則、公正競争確保の原則、公平性、説明責任及び透明性の原則、イノベーションの原則が挙げられている。このような柱の下に、より細かく具体的な施策が今後詰められて、AI 関連の政策の原則の基本方針

¹² 2019 年 2 月 1 日の山口公明党代表の「人間の判断が介在せず AI が自律的に標的を選択・攻撃する自律型致死兵器システム、「LAWS」。これが現実のものとなれば、「銃の発明」、「核兵器の開発」に続く戦争における「第 3 の革命」となってしまいます。これに対し、NGO (非政府組織) や科学者などから深刻な懸念の声が上がっています。公明党としても、国際人道法や倫理上の観点から LAWS の開発は看過できません。LAWS 開発について、首相の見解を求めます。」との代表質問に答えたもの。国会議事録検索システム (2 月 1 日参議院: 本会議 4 号の記録より)

¹³ Case concerning nuclear tests (AUSTRALIA v. FRANCE) p.267, para43.

同判決は一方的な行為による声明は法的又は事実に関して法的義務を創設することがあることは認識されるとして、国家の見解を代表し得るような発言が法的拘束力を持ちうることを指摘している。

¹⁴ CISTEC ジャーナル 179 号「LAWS 等にみられる新たな兵器の: 国際的な規制を巡る議論の動向」pp.166-176. 等ご参照。

が策定されることになるので、LAWSについてもこうした方針と矛盾しないように今後交渉することが求められる。

他方、EUでは上記の専門家会合により「信頼できる AI (Ethics Guideline trustworthy AI) ガイドライン」案¹⁵が纏められた。案文を見る限り、やや詳細に作成されている感がある。同案では、事故が起きた時の責任の所在、データの適切な利用、障害の有無などに利用しない、人間による監視の確保、偏見の創出や監視の確保、AIによる判断誘導のリスクの周知、EUの個人情報保護ルールの遵守、外部からの攻撃への体制、リスク評価の仕組みの整備、AIによる判断基準の整備が挙げられている。EU案の方がより実用的につくられており、透明性の確保と言った点を含めて、信頼に足るAIを目指すとの方針が明らかにされている。ちなみに、欧州議会では2019年2月12日に、AI及びロボットについての全欧州産業政策についての決議を採択したが、こうした倫理についての議論を踏まえて作成されている¹⁶。

更に、同様の動きはユネスコでも見られ、「AI原則：人間的なアプローチに向けて」と題する専門家による国際会議が2019年3月4日に、パリのユネスコ本部総会会議場において開催されている¹⁷。同会議では、AIのもたらす挑戦と機会、AIの普遍性、人間中心の倫理的AIに向けて、AIについての国際的な協力の新たな構築と言った4つのセッションが開催され、近年盛んに議論されている「人間中心のAI」のあり方について幅広い観点から議論されている。これもEUがパブコメにかけて纏めようとしているものとの協働する動きであり、こうした会議も3月末に開催されたLAWS-GGEを意識したものであると思われる¹⁸。

このような次第もあり、筆者もここで言うところの倫理とは何か考えてみたが、読者の多くが倫理という一定の理解を有すると思うものの、実際には法社会学や法哲学等複数分野の基礎法学を押さえた上でないと説明が困難な概念である。例えば、Black's LAW DictionaryはEthics in the practice of lawを引用した上で「倫理とは、他人個人の幸福として、モラル以上にその人の好意に対して、より直接的かつ拘束力を有するものと認識される責務。」¹⁹と説明している。また、表現こそ異なるが近い概念として、コルブ (Kolb)・ジュネーブ大学教授は、「社会的モラル」について「社会的モラル」とは社会において、良きかつ適正な生活と関連して一般的に認識される行為の規範」と説明しており²⁰、実定法とも密接な関係があるものの、法ではない社会的通念的なものとして捉えている。

他方で、倫理を一種の法であると捉える法学者もおり、ソレル (Sorel)・パリ第一大学教授は(特に経済法を念頭に置いてであるが、)ソフト・ローも倫理も複雑な存在であるが法の一種であるとしており²¹、倫理の捉え方の問題に立ち入ると、極めて複雑な議論になってしまうようである。ここでは兵器としてのLAWSが人の意思を介在させず、いわば「物」によって殺傷されるような人命軽視が許されるのかと言った点が問題となっており、倫理との結節点を提供するいわゆるマルテンス条項との関係を先ずは考えるべきであると思われる。即ち、マルテンス条項から派生する倫理の概念として、「人道の法則 (laws of humanity) 及び、公共の良心の命ずるところ (the dictate of public conscience) 等に由来する国際法の原則」を前提として、公共の良心が倫理の観念に繋がるものと理解するのがわかり易いものと思われる。

こうした「倫理」的要素の法形式については、実定法や慣習法、ソフト・ロー、更にはより社会的通念のよ

¹⁵ The European Commission's high-level expert group on artificial intelligence, draft ethics guidelines for trustworthy AI, 18 December 2018, pp.1-30.

¹⁶ EU Doc. P8_TA-PROV(2019)0081, Résolution du Parlement européen du 12 février 2019 sur une politique industrielle européenne globale sur l'intelligence artificielle et la robotique (2018/2088(INI)).

¹⁷ Principles for AI: Towards a Humanistic Approach? A Global Conference, 4 March, 2019 UNESCO HQ, Paris, France, pp.1-5

¹⁸ OECD, Forty-two countries adopt new OECD Principles on Artificial Intelligence. www.oecd.org/science/forty-two-countries-adopt-new-principles-on-artificial-intelligence.htm (as of 24 May 2019)

2019年5月22日のOECD閣僚理事会は、不当な扱いを受ける人がいないよう、AIを使う際には人間中心の価値観や公平性を原則とすることなどを盛り込んだ国際原則に合意したが、これも上記と軌を一にする動きである。

¹⁹ Garner(ed), Black's LAW Dictionary, 2014, Thomson Reuter, p.670

²⁰ Robert Kolb, "Theory of International law," Hart Publishing, 2016, p.420.

²¹ ジャンマルク・ソレル (Jean-Marc Sorel)・パリ第一大学教授へのメールでの照会に対する回答 (2019年2月20日)

うに漠とした「倫理」の形態がありうるものの、上記の EU や日本の内閣府が検討しているものは「～すべからず」とする倫理の内容が、我々の認識の中に存在するというよりも、既に文章で明文化されており、法形式としては社会的通念のような漠としたものを越えた、ソフト・ローとして解するのが適切ではないかと思われる。いずれにせよ、現在日本の内閣府科学政策のラインや EU での AI 倫理策定作業等での結果が、何らかの形で今後 8 月の GGE の成果物にも反映されることになれば、広く市民社会の懸念にも応えることが出来るものと思われる。また、こうした形で議論されている「倫理」的要素が実定法を含め様々な法の位相にとらわれず組み込まれることは、AI 等も「倫理」的要素の枠組みには縛られるとして、必要以上に危機感を以って捉えがちな LAWS に係る議論にもバランスを取れたものになることに繋がるものと思われる。

最後に、この倫理の問題は民生利用のロボットの場合も想定して考える必要があることを示しておきたい。あくまで仮定の例であり関係者の間でよく知られている話であるが、積み木の作業を任務とするロボットが存在したとしよう。AI を搭載して作業の効率化を図るアルゴリズムを実装しており、最初は時間を要していたものが、回数をこなすにつれて効率的な積み木の作業方法を学習して、積み木を完成させる処理も当然早くなる。更に、このロボット・システムが予期していなかった事態を発生させるとする。即ち、民間伝承の「賽の川原」の話のように、意地悪な人間がやって来て、そのロボットがせっかく積み上げた積み木を崩すのである。

そのような状況が継続して発生すると、ロボットも学習してアームを高速に振り回してその人間を叩いて排除すると、人間は致命傷を負って倒れ、積み木を崩せなくなり、当初そのロボットに与えられていた任務をまた再び繰り返すようになる。こうした危険性があるため、自動化された工場等でも、ロボット稼働中は稼働範囲内に立ち入らないようにするようである。仮にこの AI に、どのような状況でも人間を殺傷してはいけないという倫理的要素を併せたアルゴリズムが実装されていれば、このロボットもアームの稼働領域に人間が侵入した段階で警告を発出し、それでも作業領域に進入しようとする、人間に対してはアームをゆっくりと動かし、その人間を廃除して、高速で打ちのめして瀕死状態にならない程度の腕力で進入を阻止することもある。倫理の問題は LAWS に限られず、民生用ロボットの開発においても重要であることが、本来は LAWS を超えてより広く議論されて、特に間違っても AI 統制機具やロボットにより人身事故が起きないようにする必要がある。

(2) 自由権規約第 6 条（生存権）一般コメント第 36 番

上記の倫理関係の議論に加えて、CCW の枠組み以外で昨年新たに出てきたのが、自由権規約委員会が生存権を規定した自由権規約第 6 条について公表した一般的見解である。自由権規約第 6 条第 1 項は、「すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は、法律によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない。」として、人命の尊さを冒頭で謳っている。特にこの条文を含む権利は逸脱することが許されない権利として、非常事態における例外にもならないとされており²²、自由権の中でもコアになる権利として位置付けられている。日本では死刑執行の関連で同条が話題になることもあるものの、同条全体では人命の尊さを謳っているといえる。

この 6 条の関連で、2018 年 10 月末に一般的見解第 36 号が出されている。同文書は自由権規約委員会において議論の末に取り纏められており、LAWS についても言及されている。同見解のパラ 65 には、「例えば、生存権につき人間の感情及び判断力が欠如している自律型兵器システムの開発は、その使用の法的責任の問題を含めて、困難且つ倫理的な問題を惹起する。委員会は、それ故に、当該兵器の使用が自由権規約第 6 条及び他の適切な国際法の規範に合致しない限り、そのような兵器システムが開発されるべきでなく、戦時若しくは平時

²² 自由権規約第 4 条 1 項は、「国民の生存を脅かす公の緊急事態の場合においてその緊急事態の存在が公式に宣言されているときは、この規約の締約国は、事態の緊急性が真に必要な限度において、この規約に基づく義務に違反する措置をとることができる。」として、非常事態の例外を認めている。しかしながら、同時に同条第 2 項は「1 の規定は、第 6 条、第 7 条、第 8 条 1 及び 2、第 11 条、第 15 条、第 16 条並びに第 18 条の規定に違反することを許すものではない。」として、いかなる場合であっても適用除外にならないとするともに、保護の確保の手段として、同条第 3 項は「義務に違反する措置をとる権利を行使するこの規約の締約国は、違反した規定及び違反するに至った理由を、国際連合事務総長を通じてこの規約の他の締約国に直ちに通知する。更に、違反が終了する日に、同事務総長を通じてその旨通知する。」として、透明性措置の確保が図られている。

において、作戦に投入されるべきではない。」²³とした見解が示されている。勿論一般的見解は委員会の発出する勧告であり、自由権規約の締約国に対する法的拘束力を有しない。しかしながら、国際人権法の世界では権威ある判例に準ずるようなものとして見なされ、一定程度の影響力を有するのも事実である。

自由権規約委員会は、いかなる場合も適用除外とならない第6条の生存権等を根拠に、自律型兵器システムの開発が許容されるのは、このように規約第6条及びその他の規範に合致すべきであるとする見解を示している。この見解の解釈を試みると、自律型兵器の開発には6条全ての内容となると、1項の「生命に対する固有の権利」、2項の「死刑を課し得る条件」、3項の「集団殺害への利用」、4項の「死刑に対する恩赦、特赦、減刑」及び5項の「18歳未満の者及び妊婦への死刑の禁止」、6項の「死刑の廃止の遅延・妨害の禁止」の全てである。

ここでLAWSを武器として使用することを想定した場合には、主たる関連項目には1項の「生命に対する固有の権利」が想定され、3項の「集団殺害の防止」は実体的には1項に付随する事項として捉えられる。更に、その他の条項はいわゆる死刑関係であり、LAWSがそういった特定の目的に使用されない限り通常は捨象し得るものである。従って、委員会の一般見解の指し示す「自由権規約第6条及び他の適切な国際法の規範」が指し示す範囲は、この6条1項（及び特別な場合はその他2項から6項）に反しないこと及びその他の他の適切な国際法の規範として、累次のLAWS政府専門家会合報告書にて確認されているとおり、先ず国際人道法、更には同法を第1次規則とした場合の第2次規則である国際刑事法及びこれらの中で慣習法化したもの、更に上記3.(3)の倫理と言ったものが挙げられるものと思われる。

(3) 3月末のGGEでの議論

2019年のGGEは3月25日から29日及び8月20日及び21日の合計7日間の会期が2018年CCW締約国会議で承認された²⁴。その結果、1週間の前半に喧々囂々の議論が行われた結果、結局纏まったのは今年の報告書のあるべき指針（possible guiding principle）について、possibleを削除した上で指針として独立させて本年報告書の別添にすることが合意された。更に議長が議題ごとに相違点と合意点を取り纏めた紙を基に後半は議論が行われた。今後は8月会合に向けてジュネーブ・ベースで5月から非公式協議が開催されることとなり、合意できた点については新たに書き加えることとされた。筆者が旧知の某国外交官から聞き込んだことによれば、会議場では淡々とステートメントが行われていたが、その裏ではEU各国の調整国会合がほぼ毎日開催されていたのみならず、NPT準備委員会の開催が迫っていることもあり（ちなみに3月はフランスが安保理議長であったが、4月はドイツ議長国の下で、4月2日にNPTについてのテーマ別討論が安保理において予定されていた²⁵）、会議のマーゲンでP5も協議を行っていた由である²⁶。

(ア) 日本の立場

日本の立場については、総理自らが国会答弁をして、国際的なルール作りに積極的かつ建設的に参加していくことを約束したこともあり、今回の会議では日本は作業文書を提出した上でLAWS問題についての立場をこれまで以上に明確にした。筆者が見ている限り、外務省では河野大臣自身がAIに強い関心を持っているということもあり、大臣のイニシアティブで省内勉強会が複数回にわたり開催されて、方針が固まっていたということもあり、これ迄とは異なった熱心な様子が伺われた²⁷。他方で、防衛省も今回は総勢10名の出張者が内局、統幕、防衛装備庁から来ていたが、防衛大綱にもLAWSが取り上げられたことから全省的に関心が高まり、防衛研究所まで部内で連続してLAWS研究会を開催するなど、昨年来、防衛省内で急にLAWSに関する関心が

²³ CCPR Doc. CCPR/C/GC/36, 30 October 2018, para.65 [271], pp.15-16.

²⁴ CCW Doc. CCW/MSP/2018/11, 28 December 2018, p.5. para. 33.

²⁵ UN Doc. S/PV.8500, 2 April 2019, pp.1-24.

²⁶ LAWS/GGE 会合の際に行った在ジュネーブ外交団関係者よりのインタビュー（於：2019年4月26日、欧州国連本部のLAWS-GGE 会議場）

²⁷ 報道発表「河野外務大臣主催自律型致死兵器システムに関する有識者との意見交換会の開催（第4回）」、2019年3月19日、外務省。

²⁸ https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_007215.html (as of 14 April 2019)

高まったことが伺われた。その背景には完全致死型の兵器は開発しないとの方針が明確にされたことから議論がしやすくなり、将来に少子化等から要員不足が確実に想定される中で、安全保障上の有用性や自衛隊員の生命も危険に晒されることが小さくなることが見込まれるとの利点もあり、防衛省内でも高い関心を持たれた模様である。

そうした背景を踏まえて、今回の GGE において日本は 2 回目の作業文書を提出した²⁸。これは大臣臨席の勉強会の結果を踏まえてまとめられただけあって、前回の作業文書と比較して、格段に質が向上していることが伺える。また、今回の作業文書を提出した目的には、「本年の GGE において、人道と安全保障の観点も勘案したバランスの取れた議論を行い、国際社会が将来目指すべき取組の方向性を示すことに貢献すべく提出」したものであるとしている。その目的として目指すことについては、「国際社会が将来目指すべき取組の方向性を示すことに貢献」し、更に「過去の議論を踏まえ、関係者間で認識共有すべき事項を指摘。」して議論を整理することを目指すものであると位置づけている。

筆者自身も、これまで外務省勤務時代に、軍縮関係のみならず、安全保障観系の部署で勤務経験があるのでよくわかるが、LAWS の政府専門家会合をこれまでほぼ毎年フォローしてきて痛感するのは、全ての論点に積極的に参加し、中身のある作業文書を提出できる国は実は限られているのが実情である。その理由の一つは、こうした安全保障上の議論に積極的に参加する国は、攻撃的兵器を保有し、核ドクトリン等もある程度具体化されている国が多く、逆に日本などは新たな安保法制の下で積極的平和主義を謳っても、憲法上の制約や戦争を体験した国民感情などもあり、そこには自ずと自制心が働き、専守防衛を機軸とした防衛政策や安全保障政策が基調になり、LAWS の使用を前提とした議論や LAWS に関連して近年盛んに展開された「新たな兵器の合法性問題」の基になる議論も、一定の制約から逃れられないのが現状であり、そのような中でも、よく纏められたものと評価しうるものである。

同文書では、無人化兵器の有用性については、有意な人間の関与が確保された自律型兵器システムについては、ヒューマンエラーの減少や、省力化・省人化といった安全保障上の意義があるとして肯定的な面も評価している。その前提で、日本は、完全自律型の致死性を有する兵器を開発しないという立場を明確にしておき、上述の総理が国会で明言した立場を同作業文書においても確認している。その上で、各論的立場を明らかにしておき、報道発表には 6 点を取り上げられている。これらを順次見ていくと、先ず、LAWS の定義については、致死性や人間の関与の在り方等の議論を深めることが必要であるとし、具体的な定義案には踏み込んでいないものの、定義を検討するに際しては人間の関与のあり方が当初はキラードット・キャンペーン等、国際人権団体が問題提起して LAWS の問題が始まったことも想起されるように、市民社会の懸念に答えることも重要であり、先ずは定義の要素に含められるべきことが提唱されている。

このため致死性も重要な要素であるとされることになるが、議論をいたずらに複雑にしないためにも、致死性を有する自律型兵器システムのみについて議論を進めることが望ましいとした上で、直接的に人間を殺害する設計がなされた兵器システムをルールの対象とすることを一案として提案している。これは例えば、化学兵器禁止条約 (CWC)²⁹ もデュアル・ユース物質の問題を抱えることから、類似の論点が生じうるが、CWC 第 2 条 1 の冒頭に「化学兵器とは、次のものを併せたもの又は次のものを個別にいう。(a) 毒性化学物質及びその前駆物質。(以下略)」があげてある。この基準は重要であり、例えば表剤として掲載されていない物質（最近の例ではシリアで使用された塩素）が化学兵器に該当するかの判断をする際にも鍵となる条文であり、LAWS の場合も該当・非該当を判断する際に重要な働きをするこうした規定が重要になる。

また、有意な人間の関与についても、「致死性兵器には、使用される兵器に関する情報を十分に掌握した人間

²⁸ CCW Doc. CCW/GGE.1/2019/WP.3, 22 March 2019, pp.1-5.

なお、外務省の発表については、報道発表「自律型致死兵器システム (LAWS) に関する政府専門家会合に対する日本政府の作業文書の提出」、2019 年 3 月 22 日。

²⁸ https://www.mofa.go.jp/mofajpress/release/press4_007229.html (as of 18 April 2019)

²⁹ CWC, 1974 UNTS 45 (entered into force 29 April 1997).

による関与を確保する等、有意な人間の関与が必須である」とするとともに、兵器のライフサイクルにおいて有意な人間の関与が必要な段階と程度について議論を深めるべきであると提唱している。また、民生用品との峻別のためにも、ルールの対象範囲については、致死性兵器に用いられる可能性があるといった安易な理由で、自律化技術の研究・開発の規制は厳に慎むべきであり、ルールの対象範囲は、致死性があり、かつ有意な人間の関与がない完全自律型兵器とすべきであるとしている。

更に、国際法や倫理との関係については、LAWSを含め、武力の行使に当たっては国際法、特に国際人道法を遵守することが必須であるとしている。もっとも、上述の自由権規約第6条の一般コメント第36番に見られるように国際人権法の適用可能性についても検討されるべきであり、特にPKOや法執行にLAWSが使用される場合は他の国際人権法についても検討すべきものであると思われる。なお、国家責任法との関係では国際人道法違反に対しては、通常の兵器と同様に使用する国家や個人の責任が問われるべきとされているが、当然のことながら、実際にはより緻密な議論が必要とされよう。なお、最後の点として、信頼醸成措置として透明性の確保のため、兵器審査の履行体制をCCW年次報告に加える等いかなる仕組みが適切か検討することが適当と結んでいる。これはジュネーブ諸条約第一追加議定書第36条の新たな兵器の合法性審査を念頭に置いたものと思われるも、全締約国167カ国のなかでも本件関係の情報公開を行っているのはわずか10カ国程度に過ぎず、根拠条文がCCWに見出せないため、筆者は第一追加議定書の履行問題として取り上げるほうがより実現可能性が高いと見ている。

(イ) GGEでの議論の実際と今後の見込み

今回のGGEは議題案(CCW/GGE.1/2019/2)³⁰に沿って概ね進められたものの、議題5(a)、議題5(b)、議題5(c)、議題5(d)、議題5(e)について議論されたが、招聘パネルによるプレゼンは時間がかかり、十分な議論が出来ない恐れがあるので、初日に5(c)に関連してスウェーデンが行ったのみである。その結果、事務局の援助を得て議長は木曜日に、各項目の合意点と相違点につき取りまとめた文書を配布し、会議の後半は各国のコメントを求めて一巡しただけで時間が来てしまい、第1週は終了した。ちなみに、各議題は以下のとおりである。

資料2. 2019年3月会期で取り上げられた議題案

議題5(a): 国際人道法を自律型致死性兵器システム分野での新たな技術による潜在的な挑戦を試みる。
 議題5(b): 致死性の有形力における人的要素の更なる考察。自律型致死性兵器システムの分野における新たな技術の開発、配備及び使用に際しての人間・機械間の側面。
 議題5(c): グループの作業の文脈での関連する技術の軍事的応用可能性のレビュー。
 議題5(d): CCWの趣旨及び目的に合った概念及び性質につき共通理解を促進するため検討中のシステムの形質を明らかにする。
 議題5(e): 過去、現在、未来に行われる提案を勘案して、政策的成果にかかわらず、CCWの趣旨と目的の文脈において自律型致死性兵器システムの分野における新たな技術より脅かされる人道的及び国際安全保障に応じる可能なオプション

上記の5項目につき各国から意見が述べられて、それらを相違点と合意点に分けた資料が配布された上で、各国には夫々の事実確認のための発言の機会が与えられた。筆者のような一人アカデミア代表団でも発言登録しておき、順番が来ると発言することが可能である。本来は日本代表団が発言すべきであるかも知れないが、議題5(e)のところ、基本的事項の定義が不明確な現状では、条約批准時に国内担保法により、刑罰でもって担保する必要があることから、罪刑法定主義(*Nulla poena sine lege*)の条件を満たす国内立法が困難になる恐れがある。このため、将来は兎も角、現時点で議定書を追求するのは無理があるので政治宣言案を支持する旨久しぶりにフランス語で発言した。

³⁰ CCW Doc. CCW/GGE.1/2019/2, 14 March 2019, pp.1-3

その後で、キラーロボット・キャンペーンの代表者から、議定書案をネガティブに捉えすぎとの意見を頂戴したが、筆者はこの機会により丁寧に日本での主要な軍縮条約の批准作業の実例を縷々説明し、LAWS の関連で国内法を整備する必要のある国は類似の問題に確実に直面することになり苦慮する旨説明した。ちなみにこの関連で会議対策として注意すべきは、筆者の発言がキラーロボット・キャンペーンの注目を集めて、即座にツイッターで世界中に巻かれてしまったことである。

資料3 ツイッターでの NGO による情報伝達



今日の国連会議の公開会合の多くは、そもそも国連広報部が主要な発言の記録をネットで配信しており、ウェブカムで映像が流されている場合も少なくない。このためおかしな発言をすると即座にツイッターで関係者に流されてしまうので、発言をする際は細心の注意を払い行う必要がある。筆者も、特にフランス語圏の代表団の関心を引き付けて、会議場で情報収集を順調に進めるため意図的にフランス語で発言したものの、正確に内容が英語に通訳されていたので、上記のようなメッセージが流れてしまったものである。

今日の国際会議ではステートメントも携帯端末で読む人が増えて、紙で用意する人が少なくなったことと、本国や代表部との連絡を含め会議場内外と WI-FI 無線で即座に連絡を取り、NGO も今回のように会議場では水面下で即座の情報共有が行われる情報戦の様相を呈しているのが実情である。また、コーヒーを飲みに行くふりをして、会議場で非公式協議をこっそり行ったりすることも増えており、会議場内の各国の動きをよく観察していないと、うっかりすると会議場に放置されて座っているだけになりかねないことを肝に銘じて対処する必要がある。

各国代表も夫々の議題ごとに発言した結果を踏まえて、5月から開始される会期間非公式協議に全ての調整が委ねられるようになったが、2019年のGGEが成功するか否かはこの会期間会合の成否に事実上委ねられている。GGEの議論は3月会期終了の時点で6本の文書に整理されている。即ち、guiding principleの基本になる文書、更に議題5(a)、議題5(b)、議題5(c)、議題5(d)、議題5(e)毎に、合意可能な点と各国の見解に乖離がある点を議長の責任で取りまとめた5本の文書がある。このため、guiding principleに5議題ごとの合意点を如何に統合して纏めるかが課題である。正式な会期は8月21日及び22日の2日間のみが昨年の締約国会議で承認されているが、月曜日の20日も非公式協議を行うとの議長が発表したため、実質的には3日間の最終協議となり、特に最終日はナイトセッションになる可能性が高いものと思われる。

筆者が議場にて東欧関係者に聞いたところ、EUは頻繁に調整会合があるので小さな代表部は人権やWTO等他にも重要な案件を見る必要があるので、結構大変な模様である。他方で4月の安保理議長国のドイツはP5と翌週の4月2日にはNPT関連のテーマ別討論がある上に、NPT準備委が近づいているので、P5とは非公式協議を裏で行っているようであり、NPTのみならず喫緊の課題であるLAWSをどのように決着をつけるかについて議論を交わしている模様である。これにはどうも仏独戦略協力の方針の成果もあるのか、ドイツは安保理議長国の立場を利用して、P5に上手く取り入っているようである。

このためわが国としても、コアとなる中心グループに確実に食い込む必要があり、更に5本の文書から何を抜き出して纏めるか予め検討する必要がある。また、可能であれば分かり易いようにノン・ペーパーにして議長に早めに見せて、日本の意向を刷り込むとともに、今次会合で政治宣言に反対の意向をP5側のロシア、米国、中国がそろって反対したことから、これも裏で調整されている可能性がある。もっともP5も一枚岩でないので、特にフランスやドイツと協力して政治宣言案に反対する国に予め反対しないように説得することも必要であり、その際は政治宣言の題名に拘らずに、反対する国が受け入れやすい題名案も腹案として考えておく必要がある。これは些細なことに見えて、CWCはコンセンサス方式なので一国でも反対すると行き詰まるので意外に重要である。

4. むすびにかえて

LAWSに限らず、AI兵器は通常であれば人間にはできないことを色々な意味で可能にするという、不可能なものを可能にするというエネイブラーとしての要素を有する側面があることは、筆者が昨年夏にLAWSを含めた「新たな技術」をメインテーマとしたスウェーデンのSIPRI主催シンポジウムに出席した時も、このエネイブラーとしての在り方の重要性がしきりに語られていた³¹。このエネイブラーの概念は筆者が昔外務省で担当していたPKO特別委員会における審議でもよくつかわれていた記憶があるが、LAWSとの関係ではどのような点がエネイブラーとして特筆されるであろうか。筆者は、人間の判断を超えるスピードを伴った処理が可能になることがまず挙げられると考えている。

これはサイバー問題と交差するが、サイバーと武力行使の問題はNATOが2013年に「サイバー空間に適用できる国際法」³²を研究して纏めたタリン・マニュアルが作成されてから、議論が盛んになった。最近では2016年に平時もカバーする2.0版³³が発表されてから、cyberwarfareのみならず、cyber operationと言ったより幅広い概念でも議論されるようになってきている。将来、仮にLAWSが出現した段階でこうしたサイバー問題に遭遇するとどのようなことが想定されるであろうか。先ず、戦闘の一環としてLAWSや場合によっては他のAI兵器も関連して来ることもあろう。即ち、瞬時に戦闘に巻き込まれ、人間の判断を仰ぐ暇もなく対処する必要が出て来るからである。このような場合、事前に対処可能なように授權された形で対処することになるのか、予めそのような状況を想定した合法的な反撃のアルゴリズムのプログラムが組み込まれる必要がある。

この問題は見方を変えれば、LAWSが攻撃を受けて、機器へのコントロールを奪われることも想定され、即ち、通信回線がセキュアでなく進入する余地があったりすると、オペレーターのコントロール下にあっても、完全に自律的に行動している際にも、乗っ取られる危険があるということである。これは通常のネットワークに接続されたパソコンでも、ユーザーやネットワーク管理者の不注意で起きてしまう可能性がある。こうした対策としては、乗っ取られた場合に機能を停止できるようにする必要がある。これには「隠しコマンド」でコントロールを奪い返せるように制度設計する必要があるが、その隠し機能が悪用されてシステム進入に使われる恐れもあるので要注意である。

³¹ 福井康人、CISTECジャーナル第178号、2018年11月、171頁参照。

³² Michael N Schmitt, *Tallinn Manual on the International Law Applicable to Cyber Warfare* (Cambridge University Press) (2013)

³³ *Tallinn Manual 2.0 on the International Law Applicable to Cyber Operations*, February 2017, CUP, pp.1-683.

別の視点から見ると、LAWS などの制御システムが複雑になると、思いがけない誤操作も起きやすくなるということである。つまり設計上は正しく制御されて、自律的であっても問題なく稼働しても、本来想定されない動きも起こり得るのである。例えば、3次元の地形データを入力済みロボットが、それを基に広大な牧草地の草刈りをするという任務を粛々と遂行していたとしよう。そこのくぼんだ地形を利用して人や動物が休息をしていたとして、そのロボットが人の存在を認識せずに人や動物を怪我させてしまうようなことは、本来想定されないものの、入力されたデータやプログラミングソフトは完全であっても、そのような誤作動（正確にはプログラムされたとおりに動いているので、正しく作動している訳であるが）が起きる可能性が排除されず、上述の積み木崩し問題も同様である。

このようなことが LAWS のみならず AI 兵器は人間の能力を超えたスピードで命令された任務を完璧にこなすが故に、起きてしまうことであり、実用化する際に実証化試験を繰り返してミスが発生する可能性を可能な限り少なくする必要があろう。更に、自由権規約委員会一般コメントでも無感情である点が指摘されているが、可能であれば「弱い者」と言った者には配慮するような、擬似感情や正に倫理的な行動をするように AI が発達するにつれて学習するようにプログラミングすることも防止措置として重要であろう。ブートゥビーが戦闘員の中でも負傷して戦闘外に置かれる戦闘員資格を喪失して保護の対象に生る者（hors de combat）との区別が困難であると指摘して自著の見解を訂正しているが、遠隔操作兵器の場合は特にその可能性が高くなるはずである³⁴。標的になった段階で負傷して動くことが出来ない者等も検知して、地上に展開している歩兵部隊等が国際人道法に従って同人を捕虜として捕獲の上、負傷者として保護できるような判断が出来る擬似感情を持つような AI になれば、そのような負傷した戦闘員を誤って殺害するといった国際人道法違反の事態も未然に避けることが可能になるものと思われる。

こうしたことを考慮の上、エネイブラーとしての LAWS に想定される振る舞いを考慮し、そのベースとなる規範策定に日本も貢献する必要があるものと思われる。これまで5年間に亘り LAWS についての議論を筆者がフォローして思っていたのは、特に本稿前半で書いたような過去の苦渋に満ちた CCW の歴史であり、同じくジュネーブに所在する軍縮会議が苦勞しているように、コンセンサス方式の手続規則故に法的拘束力のある議定書に合意するのが極めて困難なことである。

一方で、通常兵器の輸出管理に重要な役割を果たしているワッセナー・アレンジメントのように、法的拘束力の無い枠組みであっても一定の成果を上げることが可能であるというジレンマもある。唯一の戦争被爆国である日本では、どうしても核軍縮に目が行きがちで、通常兵器軍縮は軽視されがちである。一度使用されると大量の被害者を出しかねない大量破壊兵器の軍縮は第1回軍縮特総でも最も優先度の高い軍縮として位置付けられている。しかしながら、小型武器を中心とする通常兵器による被害者の累積被害者人数が、日本に投下された2発の原子爆弾の被害者数を現実にははるかに凌駕する事態が生じており、LAWS 問題を含めて決して軽視できない現状があることを忘れてはならない。このため関係者一堂英知を絞りに、本件を克服することは、通常兵器軍縮のみならず、関連する民生利用にも裨益することも重要である。

【本稿は広島市立大学特色研究費及び科研費「国際安全保障に対する科学技術イノベーションの影響:プロセスと規定要因の解明」課題番号(17H02494)の研究成果の一部である】

³⁴ William Boothby, "Dose the law of targeting meet twenty-first-century needs?" *Contemporary Challenges to the Laws of War*, 2014, pp.225-227.